

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 6月 29日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県山陽小野田市大字郡2300番地	
氏 名 日本化薬株式会社 厚狭工場	
工場長 堀口 尚文	
電話番号 0836-72-0913	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本化薬株式会社 厚狭工場
事業場の所在地	山口県山陽小野田市大字郡 2300 番地
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学品工業製品製造業
②事業の規模	28322百万円
③従業員数	193名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1－1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙1－2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	排 出 量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 水洗工程における廃水の発生抑制 製品収率の向上。 有価物への転換。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	排 出 量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 不良品発生を抑え廃水の削減 廃棄物の減量化 有価物への転換		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 製造する品種が多くなると、発生する廃棄物の性質も異なる為、製造品種毎に産業廃棄物の種類を細分化している。 廃棄物分別のリストを作成・更新し、全従業員に周知している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、上記取組を実施する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	全処理委託量	－ t	－ t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
	処理委託先の現地確認を実施。 再生利用業者から優先して委託処理を実施。 可能な限り、優良認定処理業者から契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	全 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 今後も処理委託先の現地確認を実施し、適切な処理が行われていることを確認する。 可能な限り、優良認定処理業者、再生利用業者から選定する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3, 100 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを使用している。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1－1

	発生源	特別管理産業廃棄物名	処理業者へ委託(処理方法)
1	製造工程及び機器洗浄液等	廃油	焼却 → セメント原料又は埋立
			焼却 → 埋立
2	製造工程及び機器洗浄液等	廃酸	焼却 → セメント原料又は埋立
3	製造工程及び水洗工程残渣等	有害産業廃棄物	焼却 → セメント原料又は埋立
4	製造工程及び水洗工程残渣等	廃アルカリ	焼却 → セメント原料又は埋立

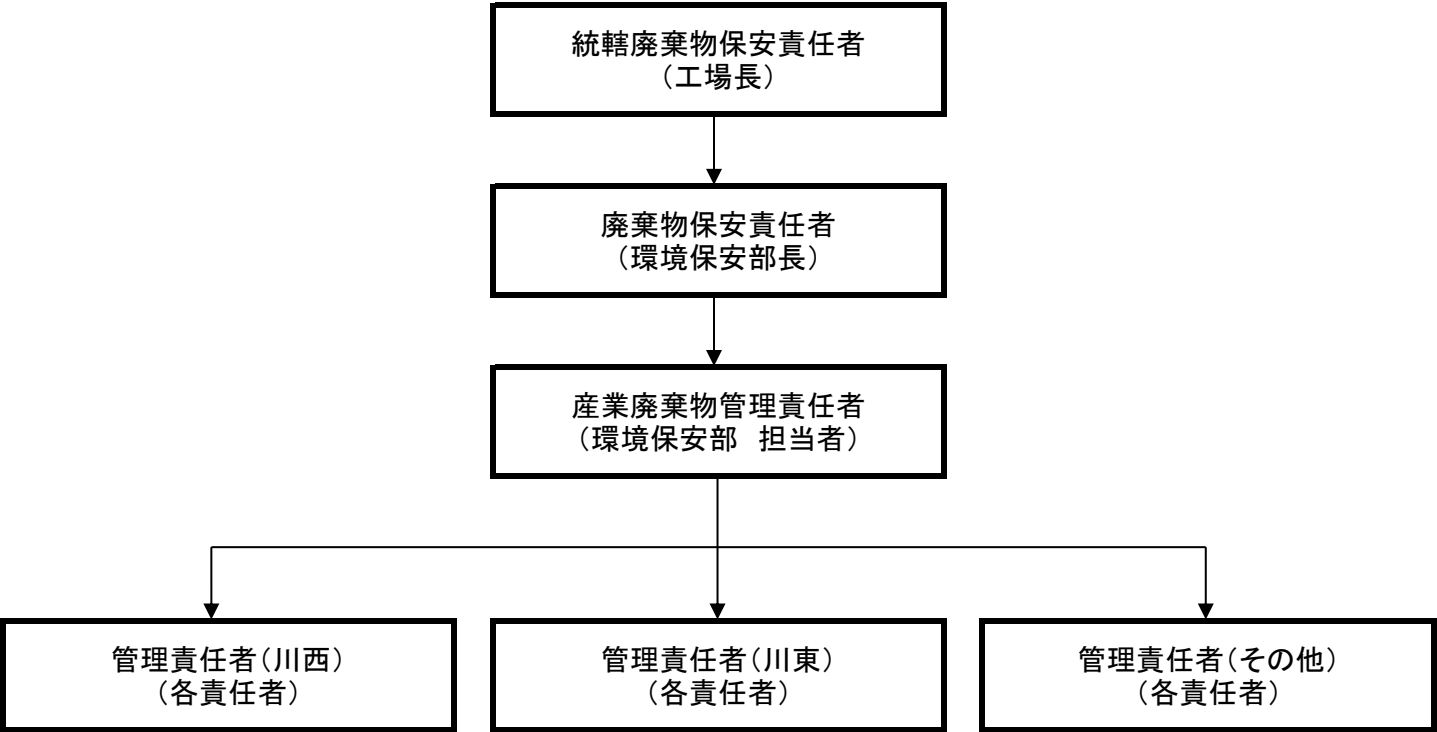
別紙1－2

管理組織図及び責任者

産業廃棄物取扱保安組織図の該当責任者とは、下記に掲げる。

統轄廃棄物保安責任者	工場長
廃棄物保安責任者	環境保安部長
産業廃棄物管理責任者	環境保安部 担当者
管理責任者(川西)	責任者
管理責任者(川東)	責任者
管理責任者(その他)	責任者

廃棄物管理組織図



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	日本化薬株式会社 厚狭工場	所在地(市町名)	山陽小野田市	事業の種類	化学品工業
-------------	---------------	----------	--------	-------	-------

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	822	900	0	0	0	0	0	0	0	0	822	900	822	900	751	830	0	0	668	730
	廃酸	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	1	3	0	0	0	0
	廃アルカリ	2,098	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	2,098	2,500	2,098	2,500	2,098	2,500	0	0	336	400
	感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害産業廃棄物	179	150	0	0	0	0	0	0	0	0	179	150	179	150	149	120	0	0	149	120
	計 (B)	3,100	3,553	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100	3,553	3,100	3,553	2,999	3,453	0	0	1,153	1,250